

令和5年 第4回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和5年4月21日(金)			
招集の場所	時津町役場 第2庁舎3階会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和5年4月21日(金) 午前9時30分		
	閉 議	令和5年4月21日(金) 午前10時27分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口 由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（時津町立小・中学校における医療的ケア児就学支援事業実施要項）

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（時津町立小中学校評議員の委嘱について）

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）

議案第27号 平成5年度時津町教育委員会の目標について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りしたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第3回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年3月23日から令和5年4月21日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

3月23日の長崎税務署は、どういったことで来庁されたのですか。

○ 相川教育長

税の教育に関わる本年度の計画や長崎県教育長会会長もしておりますので、会議の折のあいさつの依頼等の打合せで来庁されました。

○ 宮原教育委員

今までも来庁されてましたか。

○ 相川教育長

はい。今までも来庁されていますが、コロナ禍で会議は、中止となっていました。他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第3号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。本件について、事務局の説明を求めます。
なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて(外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第18号、専決処分の承認を求めることについて(外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則)の件を議題とします。

議案第18号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）ご説明いたします。

本議案は、外国語指導助手（ALT）の任用規則の一部を改正するものでありますが、元となる一般社団法人自治体国際化協会から規則の変更を知らせる通知が県を通じて2月末に届いております。新年度の4月1日から施行する必要があるため、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分を行いましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。内容につきましては、規則の骨子をご覧ください。時津町では、一般社団法人自治体国際化協会（CLAIR）のJETプログラムを通して、外国語指導助手を任用しており、CLAIRが提示する任用規則を踏まえ、所要の改正を行うものです。主な改正の内容としましては、第13条（特別休暇）ドナー休暇の新設、第25条（免職、休職等）の削除、第26条（懲戒処分）の削除、第27条（休職期間中の報酬）の削除、第28条（勤務禁止）の削除で、いずれも令和5年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（時津町小・中学校における医療的ケア児就学支援事業実施要項）

○ 相川教育長

続きまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町小・中学校における医療的ケア児就学支援事業実施要項）の件を議題とします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町小・中学校における医療的

ケア児就学支援事業実施要項) ご説明いたします。

本議案は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、同法第10条で「国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図れるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたことに伴いまして、医療的ケア児を町立小中学校で受け入れる際の事務手続きに関して定めたものでございます。令和5年4月1日から適用させることに伴い、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分を行いましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

内容に関しましては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行に伴い、時津町立小・中学校において実施する医療的ケアについて、手続き関係等必要な事項を定めるものです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて(時津町小・中学校における医療的ケア児就学支援事業実施要項)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第20号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)の件を議題とします。

議案第20号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第20号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)ご説明いたします。

本議案の、町立小中学校における「省令主任等の発令」につきましては、令和5年3月31日の任期満了に伴い、令和5年4月1日で新たに発令する必要が生じましたが、教育委員

会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

発令者一覧につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任等は各学校から教務主任以下研究主任まで報告があったものについて発令しております。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第20号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第21号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)ご説明いたします。

本議案は、学校運営協議会を構成する組織の役員変更により、4月1日付けで時津北小学校運営協議会委員を新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付で専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

添付の令和5年度時津北小学校運営協議会委員をご覧ください。

令和5年度は、時津北小学校の委員4名に新たに委嘱するものでございます。地域住民代表として、子ども会会長「亀井 卓男(かめい たくお)」氏 と時津北クラブ会長「田中 康博(たなか やすひろ)」氏、保護者代表としてPTA副会長「辻 直之(つじ なおゆき)」氏、関係行政機関の職員として本町教育委員会の学校教育課の「中村 之誠(なか

むら こうせい)」の4名でございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

委員の方は、あて職ですか。

○ 相川教育長

校長とコミュニティスクール会長との協議により適任と認めた方について、教育委員会の承認を求めるものです。

他に、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(時津町立小中学校評議員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて(時津町立小中学校評議員の委嘱について)、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第22号専決処分の承認を求めることについて(時津町立小中学校評議員の委嘱について)ご説明いたします。

本議案は、4月1日付けで町立小中学校評議員を新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、専決処分をさせていただきます。

同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。添付の令和5年度町立小中学校評議員一覧をご覧ください。令和5年度は、時津東小学校の評議員1名「濱松 祐一(はままつ ゆういち)」様が、新たに推薦されております。

また、時津北小学校と鳴北中学校は、学校運営協議会に移行しておりますので、対象者は

ありません、

以上で議案第22号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

鳴北中学校の学校運営協議会（15人）と他校の評議員（1校3～4人）の人数が違う理由を教えてください。

○ 相川教育長

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営についての意見を出していただき、その意見を学校運営の参考にすることとしおり、学校の規模に応じて4名ないし3名の委員に参加いただいております。学校運営協議会は、学校と地域と一緒に学校の経営を創っていくこととなっておりますので、できるだけ多くの地域の方に委員として参加いただくため、運営規則に「委員の人数は15名以内とする。」と設定しております。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（時津町立小中学校評議員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第23号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町スポーツ推進委員につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、すでに14名の方について教育委員会の承認をいただいております。

今回、各小中学校代表6名について、各小中学校長からの推薦により時津町教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定により4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るためこの議案を提出するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第24号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者（小中学校長代表）1名について、町内校長会で決定し、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第25号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）ご説明いたします。

先ほどの議案第24号と同様、時津町公民館運営審議会委員につきましても、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者（小中学校長代表）1名について、町内校長会で決定し、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第26号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について)ご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、小学校長代表1名について、町内校長会で決定し、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第27号 令和5年度時津町教育委員会の目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第27号、令和5年度時津町教育委員会の目標についての件を議題とします。

議案第27号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第27号、令和5年度時津町教育委員会の目標についてご説明いたします。

本議案につきましては、前回の教育委員会において説明いたしましたが、一部修正がございましたので、その部分についてのみご説明させていただきます。

まずは、学校教育課所管分からお願いします。

○ 廣瀬学校教育課長

令和5年度時津町教育委員会の目標の学校教育関係「1 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」「(4) 学習の機会均等の確保」の③の最後に「また、そのような児童生徒の保護者同士が互いの悩みや不安を打ち明けたり、相談できる場所「@Café（あったカフェ）」を提供することで、親子双方への支援を行います。」を追加しました。令和4年度に「あったカフェ」は、2回開催しております。また、「④不登校傾向の児童生徒に対しては、学校に配置しているスクールソーシャルワーカー及び町雇用の心の教室相談員と連携を取りながら、組織的・計画的な早期支援の充実を図ります。」を追記いたしました。

○ 大工園社会教育課長

令和5年度時津町教育委員会の目標（成果目標）の令和4年度の実績件数の集計が終わりましたので、記載しております。その実績を踏まえ、令和7年度の最終目標に向けた令和5年度目標値を設定いたしました。

○ 大宅教育総務課長

「ICTを活用した事業をできる教員の割合」につきましては、令和4年度の実績が4月下旬に確定しますので、次回の教育委員会で報告いたします。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

「あったカフェ」を昨年は2回開催されたとのことですが、今年度も2回の開催ですか。保護者からの要望があれば、回数を増やすことができますか。

○ 廣瀬学校教育課長

今年度も2回の予定ではありますが、保護者からの要望があれば検討します。

○ 相川教育長

昨年、「あったカフェ」を2回開催しましたが、2回とも参加者が少なかったため、これから増やしていければと思っております。

○ 天田教育委員

「あったカフェ」開催の周知は、されていますか。

○ 相川教育長

役場ホームページに掲載しています。

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第27号、令和5年度時津町教育委員会の目標についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回時津町教育委員会会議を閉会します。